

議案第 71 号

伊賀市支所設置条例の一部改正について

伊賀市支所設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 5 年 6 月 9 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例

伊賀市支所設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表伊賀支所の項中「下柘植 728 番地」を「新堂 313 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。